

平成 18 年 12 月 定例会（第 282 回）
12 月 13 日

[今井光子議員賛成討論](#)

↑（クリックで今井光子議員の討論へ移動）

最低賃金制度に関する意見書（案）

平成18年 12月 定例会（第282回）

平成十八年

第二百八十二回定例奈良県議会会議録 第五号

十二月

平成十八年十二月十三日（水曜日）午後一時五分開議

出席議員（四十三名）

一番 欠員	二番 浅川清仁
三番 井岡正徳	四番 奥山博康
五番 吉田勝亮	六番 上村庄三郎
七番 森山賀文	八番 山村幸穂
九番 田中美智子	一〇番 今井光子
一一番 欠員	一二番 上田 悟
一三番 中野雅史	一四番 欠員
一五番 神田加津代	一六番 菅野泰功
一七番 山本進章	一八番 田中惟允
一九番 藤本昭広	二〇番 畠 真夕美
二一番 上松正知	二二番 欠員
二三番 粒谷友示	二四番 荻田義雄
二五番 中辻寿喜	二六番 安井宏一
二七番 丸野智彦	二八番 辻本黎士
二九番 吉川隆志	三〇番 岩城 明
三一番 田尻 匠	三二番 高柳忠夫
三三番 岩田国夫	三四番 国中憲治
三五番 秋本登志嗣	三六番 小泉米造
三七番 飯田 正	三八番 米田忠則
三九番 松井正剛	四〇番 出口武男
四一番 新谷紘一	四二番 欠員
四三番 服部恵竜	四四番 山下 力
四五番 山本保幸	四六番 中村 昭
四七番 梶川虔二	四八番 川口正志

議事日程

- 一、議第七十九号から議第九十九号、報第二十四号及び請願第二十一号
- 一、意見書決議

○議長（飯田正） これより本日の会議を開きます。

○議長（飯田正） この際、お諮りします。

意見書決議、追加議案の上程と同採決を本日の日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決めます。

○議長（飯田正） 初めに、監査委員から財務監査結果の報告があり、その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

○議長（飯田正） 次に、去る九月定例県議会において任命同意を与えました、山口昌紀公安委員のごあいさつがあります。

◎公安委員（山口昌紀） （登壇）山口でございます。

先般の議会でご同意を賜りまして公安委員に就任いたしました。職務に精励する所存でございますので、どうぞひとつよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（飯田正） 次に、議第七十九号から議第九十四号、報第二十四号及び請願第二十一号を一括議題とします。

まず、所管の常任委員会に付託しました各議案及び請願、並びに去る九月定例県議会で閉会中の審査事件として議決されました事項に対する審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務警察委員長の報告を求めます。一一七番山本進章議員。

◆十七番（山本進章） （登壇）総務警察委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月八日の本会議におきまして、総務警察委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案六件及び請願一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十九号中・当委員会所管分、議第八十一号中・当委員会所管分、議第八十二号中・当委員会所管分、議第八十八号、議第九十三号及び議第九十四号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

次に、請願第二十一号「私学助成に関する請願書」につきましては、賛成多数をもちまして、継続審査とすることに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち行財政問題、地域振興対策及び警察行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、総務警察委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、厚生委員長の報告を求めます。一一三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） （登壇）厚生委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月八日の本会議におきまして、厚生委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、日本共産党委員から、議第八十三号につきましては、保育にかかる公的責任をあいまいにすること、議第九十二号につきましては、県民にとって重要な医療施設を、独立行政法人に移管すべきではないとの理由により、それぞれ反対であるとの意見の開陳がありましたので、起立採決の結果、賛成多数をもちまして、また、議第七十九号中・当委員会所管分、議第八十号、議第八十一号中・当委員会所管分及び議第八十二号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

また、報第二十四号につきましては、理事者から詳細な報告を受けたところであります。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち社会福祉、保健・医療及び生活環境行政の充実につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、厚生委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、経済労働委員長の報告を求めます。一一十六番菅野泰功議員。

◆十六番（菅野泰功） （登壇）経済労働委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月八日の本会議におきまして、経済労働委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十九号中・当委員会所管分につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち最近の経済動向に対応する県下の農林業並びに商工労働対策につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、経済労働委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、建設委員長の報告を求めます。――四十六番中村昭議員。

◆四十六番（中村昭） （登壇）建設委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月八日の本会議におきまして、建設委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案七件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第七十九号中・当委員会所管分、議第八十四号から議第八十七号、議第九十号及び議第九十一号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち土木行政及び水道事業の充実ににつきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、建設委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 次に、文教委員長の報告を求めます。――十五番神田加津代議員。

◆十五番（神田加津代） （登壇）文教委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月八日の本会議におきまして、文教委員会に付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十一日に委員会を開催し、付託されました議案一件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

その結果、議第八十九号につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち学校教育及び生涯学習の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第九項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 委員長報告に対する質疑、討論を省略し、これより採決に入ります。

まず、議第八十三号、議第八十五号及び議第九十号から議第九十二号については、起立により採決します。

以上の議案については、各常任委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、以上の議案五件については、各常任委員長報告どおり決しました。

次に、請願第二十一号について、起立により採決します。

請願第二十一号については、総務警察委員長報告どおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

ご着席願います。

起立多数であります。

よって、請願第二十一号については、総務警察委員長報告どおり決しました。

お諮りします。

議第七十九号から議第八十二号、議第八十四号、議第八十六号から議第八十九号、議第九十三号、議第九十四号及び報第二十四号並びに議会閉会中の審査事件については、各常任委員長報告どおり、それぞれ決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、それぞれ各常任委員長報告どおり決しました。

○議長（飯田正） 次に、四番奥山博康議員より、意見書第十六号、上下水道事業の推進に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、奥山博康議員に趣旨弁明を求めます。

――四番奥山博康議員。

◆四番（奥山博康） （登壇）意見書第十六号、上下水道事業の推進に関する意見書（案）につきまして、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十六号

上下水道事業の推進に関する意見書（案）

国民が文化的な生活を営むには、上下水道の整備が不可欠である。しかしながら、上下水道の整備は事業規模が大きく、施設整備に多額の投下資本が必要である。建設事業については、国の補助制度及び一般会計からの繰り入れがあるが、それ以外の部分は企業債に頼らざるを得ない現況にある。

受益者及び地方財政の負担を抑制し、経営の安定化を図るため、長期かつ低利の資金を調達することが最大の課題である。

本県の企業債残高に占める公庫資金の割合は、水道事業においては約五割、下水道事業においては約四割となっており、公庫資金は本県の上下水道事業にとって大きな役割を果たしている。

よって、国におかれては、次の事項に特段の配慮をされるよう強く要望する。

一 公営企業金融公庫の財務基盤は、地方自治体のこれまでの利息負担や拠出金を原資として形成されたものであることから、その全額を新組織に承継し、地方公共団体の安定的な資金調達に支障が生じないように図ること。

二 資本費負担の軽減を図るため、上水道高料金対策借換債の資金を確保するとともに、対象要件、特に借入利率の緩和及び対象企業債を政府債へも拡大されるよう、制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（飯田正） 十八番田中惟允議員。

◆十八番（田中惟允） ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十六号、上下水道事業の推進に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 四十五番山本保幸議員。

◆四十五番（山本保幸） ただいま奥山博康議員から提案されました意見書第十六号、上下水道事業の推進に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十六号については、四番奥山博康議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、四十七番梶川虔二議員より、意見書第十七号、建設国保の育成・強化に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、梶川虔二議員に趣旨弁明を求めます。――四十七番梶川虔二議員。

◆四十七番（梶川虔二） （登壇）意見書第十七号、建設国保の育成・強化に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十七号

建設国保の育成・強化に関する意見書（案）

建設投資がピーク時の六十パーセント台にまで落ち込んだ中で、建設労働者は、仕事の確保に追われ、また、仕事を見つけても賃金引き下げや不払いなど、苦境に立たされ続けている。このように賃金・労働条件が不安定な建設現場で働く労働者にとって、建設国保は必要不可欠な制度である。

建設業に従事する職種の労働者・職人・一人親方・小零細事業主は、休業の時の収入が保障されていなく、病気やけがで仕事ができなくなれば、たちまち収入の道が絶たれてしまう。一日休業すれば、その分所得が減少してしまうことから、疾病による休職は日常生活に与える影響が大きく、まして長期間の入院・療養生活ともなれば、収入の無い中から医療費・入院時食事療養費等の治療にかかる費用や生活費、国保組合の保険料なども払わねばならない。そのため、建設国保は休業補償としての疾病手当金を給付するなど、建設業の就労実態に即した保険者運営に努めており、組合員も高い保険料収納率を維持し、労災の紛れ込みを防止するなど、医療費の適正化に向けた努力を行っている。

よって、国におかれては、保険者機能が十分発揮でき、結果として医療費の上昇をある程度抑制することができる組合方式の建設国保が、今後とも安定した運営が続けられるよう、来年度予算編成にあたって、次の事項の実現を強く要望する。

- 一 国民健康保険の管理・運営の主体は公営国保と国保組合とし、建設国保組合を育成・強化すること。
- 二 国保組合に対する国庫補助及び特別助成については、従来以上の水準を確保すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（飯田正） 二十一番上松正知議員。

◆二十一番（上松正知） ただいま梶川虔二議員から提案されました意見書第十七号、建設国保の育成・強化に関する意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 三十一番田尻匠議員。

◆三十一番（田尻匠） ただいま梶川虔二議員から提案をされました意見書第十七号、建設国保の育成・強化に関する意見書（案）に賛成をいたします。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十七号については、四十七番梶川虔二議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、三十二番高柳忠夫議員より、意見書第十八号、最低賃金制度に関する意見書決議方の動議が提出されましたので、高柳忠夫議員に趣旨弁明を求めます。
――三十二番高柳忠夫議員。

◆三十二番（高柳忠夫） （登壇）意見書第十八号、最低賃金制度に関する意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十八号

最低賃金制度に関する意見書（案）

最低賃金制度は、毎年、中央最低賃金審議会が作成する「目安額」を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を改定することとされている。

奈良県最低賃金については、本年十月に四円引き上げられ、時間額六百五十六円とされたが、改定が一般労働者の賃金改定に比べて遅れるのが常態となっており、その水準もまだ一般労働者の賃金水準、生活費水準とはかけ離れており、的確に反映したものとはいえない。

厚生労働省においては、二〇〇四年九月に学識経験者からなる「最低賃金制度のあり方に関する研究会」を設置し、最低賃金制度全般について検討を重ねてきたが、二〇〇五年三月の同研究会報告書においても、地域別最低賃金に関しては、一般的最低賃金として適切に機能しているかという観点から問題があるとされている。さらに、最低賃金の水準が生活保護の水準よりも低い場合には、最低生計費の保障という観点から、また就労に対するインセンティブが働かずモラル・ハザードの観点からも問題であると指摘されているところである。

雇用情勢は改善されつつあるとはいえ、その内容を見るとパートタイム労働者等の非正規労働者の割合が高く、最低賃金制度の果たすべき役割は極めて重要である。

よって、国におかれては、最低賃金制度の周知徹底、監督体制の拡充などとともに、本制度の意義・目的を踏まえ、地域別最低賃金の金額水準の大幅な引き上げを含め、生活賃金等のセーフティネット確立に向け検討されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） 十番今井光子議員。

◆十番（今井光子） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第十八号、最低賃金制度に関する意見書（案）に賛成いたします。

○議長（飯田正） 十九番藤本昭広議員。

◆十九番（藤本昭広） ただいま高柳忠夫議員から提案されました意見書第十八号に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十八号については、三十二番高柳忠夫議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、九番田中美智子議員より、意見書第十九号、リハビリテーション医療の継続を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、田中美智子議員に趣旨弁明を求めます。――九番田中美智子議員。

◆九番（田中美智子） （登壇）意見書第十九号、リハビリテーション医療の継続を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもって提案にかえさせていただきます。

意見書第十九号

リハビリテーション医療の継続を求める意見書（案）

本年四月の診療報酬改定では、リハビリ医療が原則として発症から最大百八十日に制限され、医学的に必要であってもリハビリテーション医療の保険診療が受けられなくなった。障害や症状には個人差があり、同じ病気でも症状によりリハビリを必要とする期間は異なる。リハビリなしでは生活機能が落ち、寝たきりになる人も多くある。

こうした国民の不安に対して、厚生労働省は除外規定があるから問題はないというが、実際、現場では大幅な診療制限が起きている。

リハビリは単なる機能回復ではなく、社会復帰を含めた人間の尊厳回復である。障害のために経済的弱者となつたリハビリ医療を必要とする国民は、打ち切り後のリハビリテーション医療を自費で負担することは困難である。

よつて国におかれては、保険診療で認められるリハビリテーション医療の最大百八十日という制限を撤廃し、個々の患者の必要性に応じてリハビリテーション医療を提供できるように変更するよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正） 三十番岩城明議員。

◆三十番（岩城明） ただいま田中美智子議員から提案されました意見書第十九号、リハビリテーション医療の継続を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 三十四番国中憲治議員。

◆三十四番（国中憲治） ただいま田中美智子議員から提案されました意見書第十九号、リハビリテーション医療の継続を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よつて、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第十九号については、九番田中美智子議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、二十番畠真夕美議員より、意見書第二十号、「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書決議方の動議が提出されましたので、畠真夕美議員に趣旨弁明を求めます。――二十番畠真夕美議員。

◆二十番（畠真夕美） （登壇）意見書第二十号、「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書（案）につきましては、意見書案文の朗読をもつて提案にかえさせていただきます。

意見書第二十号

「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書（案）

少子化の要因の一つとして、子育てに対する「経済的負担」があげられている。働く女性の約七割が第一子出産を機に離職しているとのデータがあるが、出産・育児を経て再雇用を望む女性が少なくない。十二歳未満の子どもを持ちながら求職活動を行っている女性は全国に約七十万、就業を希望しながら求職活動を行っていない者も約百八十万存在している状況である。

そのような中、二〇〇六年四月に少子化対策の一環として、就職を希望する子育て中の女性を支援するために「マザーズハローワーク」が開設された。求職者一人一人の希望や状況を踏まえたきめ細かな対応が好評で、多くの方に利用され成果を上げている。

しかしながら、「マザーズハローワーク」の設置は、全国十二カ所十一都道府県（札幌、仙台、千葉、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸、広島、福岡、北九州）にとどまっております。現在、サービスは大都市圏に集中している。そこで厚生労働省は、既存のハローワーク内に「マザーズサロン」（仮称）を設置し、同様のサービスを全国展開したいとしている。

再就職を希望する子育て中の女性は潜在的に多数いることに加え、少子高齢化による本格的な人口減少が見込まれる中で、社会の支え手を増加させる観点からも、子育て女性に対する再就職の促進を図ることは喫緊の課題である。

よって、国におかれては、「マザーズハローワーク」未設置の三十六県に対し、「マザーズサロン」（仮称）設置を早期に実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十八年十二月十三日

奈良県議会

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（飯田正） 十六番菅野泰功議員。

◆十六番（菅野泰功） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第二十号、「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） 四十六番中村昭議員。

◆四十六番（中村昭） ただいま畠真夕美議員から提案されました意見書第二十号、「マザーズサロン」（仮称）設置の早期実現を求める意見書（案）に賛成します。

○議長（飯田正） ただいまの動議は、正規の賛成があつて成立しました。

よって、直ちに議題とします。

お諮りします。

意見書第二十号については、二十番畠真夕美議員の動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、さように決し、会議規則第四十一条の二の規定により措置することにします。

○議長（飯田正） 次に、二十六番安井宏一議員ほか六名から、議第九十五号「奈良県議会委員会条例及び奈良県議会運営委員会条例の一部を改正する条例」及び議第九十六号「奈良県議会会議規則及び奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則」についての議案が提出されましたので、これを一括議題とします。

議案はお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

十二番上田悟議員に提案理由の説明を求めます。――十二番上田悟議員。

◆十二番（上田悟） （登壇）ただいま上程されました議第九十五号「奈良県議会委員会条例及び奈良県議会運営委員会条例の一部を改正する条例」並びに議第九十六号「奈良県議会会議規則及び奈良県議会傍聴規則の一部を改正する規則」につきまして、提案者七名を代表しまして提案理由の説明をさせていただきます。

地方自治法の一部を改正する法律が、平成十八年六月七日に公布され、そのうち議会制度の充実に関する事項については、平成十八年十一月二十四日に施行されたところであります。

地方自治法の一部改正等に伴い、本県議会委員会条例等の改正について、各派連絡会で検討を重ねました結果、今回、以下に申し述べますとおり所要の改正を行うものであります。

まず、一点目は、閉会中においては、条例で定めるところにより、議長が常任委員、議会運営委員及び特別委員を選任することができることとなったことから、奈良県議会委員会条例及び奈良県議会運営委員会条例に規定を追加するものであります。

また、委員の選任及び辞職は、議会の構成に関する事項であることから、次の議会に報告の義務付け規定を追加するものであります。

同様に、閉会中に副議長の辞職を許可した場合、次の議会に報告の義務付けを明記したところであります。

合わせまして、委員長が欠けたときの代理規定を追加するものであります。

二点目は、委員会に議案提出権が付与されたことから、奈良県議会会議規則に委員会提出に係る手続き規定及び委員会提出議案の付託に関する手続き規定を追加するものであります。

三点目は、傍聴に関する表現が整理されたことから、奈良県議会傍聴規則を同様に改正するものであります。

なお、この改正案については、公布の日から施行することといたしたく提案した次第であります。

何とぞ議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田正） お諮りします。

以上の議案二件については、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

お諮りします。

議第九十五号及び議第九十六号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

よって、以上の議案二件については原案どおり可決されました。

○議長（飯田正） 次に、本日、知事から議案三件が提出されました。

議案送付文の写し並びに議案をお手元に配布しておりますので、ご了承願います。

△財第百三十七号

平成十八年十二月十三日

奈良県議会議長 飯田 正殿

奈良県知事 柿本善也

議案の提出について

議第九七号 教育委員会の委員の任命について

議第九八号 収用委員会の委員の任命について

議第九九号 公害審査会の委員の任命について

以上のとおり提出します。

議第九十七号

教育委員会の委員の任命について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第四条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十八年十二月十三日提出

奈良県知事 柿本善也

記

上堅道善

議第九十八号

収用委員会の委員の任命について

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第五十二条第三項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十八年十二月十三日提出

奈良県知事 柿本善也

記

今井範子

議第九十九号

公害審査会の委員の任命について

公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第十六条第一項の規定により、下記の者を委員に任命したいので、その同意を求める。

平成十八年十二月十三日提出

奈良県知事 柿本善也

記

阿部百合子
岡村元嗣
車谷典男
佐藤公一
下村敏博
杉本義衛
高間照子
藤次芳枝
花田真理子
平盛裕子
福井英之

○議長（飯田正） 次に、議第九十七号から議第九十九号を一括議題とします。

以上の議案三件については、知事の提案理由説明、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認めます。

なお、採決については議案ごとに行います。

まず、議第九十七号「教育委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第九十八号「収用委員会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

次に、議第九十九号「公害審査会の委員の任命について」お諮りします。

本案については、原案に同意することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声起こる）

ご異議がないものと認め、本案はこれに同意することに決しました。

○議長（飯田正） 以上をもって、今期議会に付議されました議案は、継続審査となった請願一件を除き、すべて議了しました。

よって、本日の会議を閉じます。

○議長（飯田正） これをもって、平成十八年十二月第二百八十二回奈良県議会定例会を閉会します。

△閉会式

○議長（飯田正） （登壇）十二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

十二月一日の開会以来本日まで、議員各位におかれましては、提出されました諸議案及び県政の重要課題につきまして終始熱心に調査、審議をいただき、継続審査となった請願一件を除き、議案をすべて議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、誠にご同慶にたえません。

ここに議員各位のご協力に対し、心から感謝を申し上げる次第でございます。

また、知事をはじめ理事者各位には、議会審議に寄せられました真摯な態度に心から敬意を表しますとともに、審議の過程において議員各位から述べられました意見、要望につきましては、県民の声として十分に尊重いただき、今後の県政の執行に反映されますよう望むものであります。

さて、ことしも残すところわずかとなり、これから寒さも一段と厳しさを増してまいります。皆様におかれましては、何とぞご自愛いただき、ご健勝でよいお年を迎えられますよう、また、新たな年におきましても県勢発展のため、なお一層のご尽力を賜りますよう祈念申し上げます。

終わりになりましたが、会期中における報道関係各位のご協力に対し厚く御礼を申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

◎知事（柿本善也） （登壇）十二月定例県議会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

去る十二月一日に開会されましたこのたびの定例県議会におきましては、一般会計、特別会計補正予算案をはじめ条例の制定及び改正、その他の案件につきましてご審議をいただき、九月定例県議会から継続審査いただきました決算の認定とともに、いずれも原案どおりご議決またはご承認いただきまして、本日ここに閉会の運びに至りましたことは、県政のため誠にご同慶にたえないところでございます。

会期中議員各位より賜りましたご意見、ご提言等につきましては、ただいま議長からもお述べいただきましたが、これを尊重いたしまして、今後の県政運営に遺憾のないよう努めてまいる所存でございます。

この際一件ご報告申し上げます。

今期定例県議会の開会日に、次の知事選挙には出馬しない旨の発言をさせていただきました。これに関連して私の辞任のタイミングについてお尋ねがございましたが、その際はお答えができるまでには至っておらず、諸般の情勢を見ながら早急に考えを詰めたいと申し上げます。

ところで県議会議員の選挙は来年の春、地方統一選挙の際に行われますが、知事選挙はご承知のとおり従来の経緯から別の離れた時期になっております。この際、選挙執行経費の節減と県政関係選挙への有権者の関心を集中していただく観点から、知事選挙も来年春の地方統一選挙に合わせて執行されるような時期に私から議長に退職の申し出をいたしましたという考えに到達いたしました。

退職の申し出は二月半ばごろかと考えております。

その場合に知事退職の期日ですが、中断のない円滑な県政執行の持続を確保する観点から、関連する法令の範囲内で新年度の適切な日を退職の期日に選びたいと考えております。

したがいまして、当面は新年度予算の編成と提案など引き続き職務の遂行に傾注してまいります。よろしくご理解とご配慮を賜りたいと存じます。

本年も、はや年の瀬を迎えることになりましたが、議員各位におかれましては、どうぞご健康でよい新年をお迎えになり、今後とも県政発展のため一層のご活躍をいただきますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。

(拍手)

△午後一時五十三分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により署名する。

奈良県議会議長	飯田 正
同 副議長	安井宏一
署名議員	田中美智子
署名議員	今井光子
署名議員	上田 悟